

改正

平成一二年三月三〇日規則第一四号

平成一二年六月二〇日規則第四八号

平成一八年三月三〇日規則第一二号

平成二三年二月二五日規則第七号

福島市農道離着陸場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市農道離着陸場条例（平成九年条例第三十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

(使用の申請及び許可)

第三条 条例第六条第一項の規定により使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする期間の初日の一月前までに、ふくしまスカイパーク使用許可申請書（様式第一号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用許可申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

3 市長は、条例第六条第一項の規定により使用の許可をしたときは、ふくしまスカイパーク使用許可書（様式第二号）を交付するものとする。

(使用の変更及び取消し)

第四条 条例第六条第一項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の七日前までに、ふくしまスカイパーク使用変更（取消）許可申請書（様式第三号）に当該使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、ふくしまスカイパーク使用変更（取消）許可書（様式第四号）を交付するものとする。

(離着陸の届出)

第五条 使用者は、福島市農道離着陸場（以下「離着陸場」という。）において航空機を離着陸さ

せようとする日までに、使用者の氏名及び連絡先並びに航空機の型式、登録記号及び到着予定日時を市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の届出の内容に変更が生じたときは、変更した内容を速やかに市長に届け出なければならない。

3 使用者は、離着陸場を使用するときは、当該施設が航空機の離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

(立入りの申請及び許可)

第六条 条例第十一条第二号の規定により制限区域への立入りの許可を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク制限区域立入許可申請書（様式第六号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、制限区域への立入りを許可したときは、ふくしまスカイパーク制限区域立入許可書（様式第七号）を交付するものとする。

(車両の運転の申請及び許可)

第七条 条例第十二条第一項の規定により制限区域内での車両の運転の許可を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク制限区域内車両運転許可申請書（様式第八号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、制限区域内での車両の運転を許可したときは、ふくしまスカイパーク制限区域内車両運転許可書（様式第九号）を交付するものとする。

(車両の運行の申請及び許可)

第八条 条例第十二条第二項の規定により制限区域内での車両の運行の許可を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク制限区域内車両運行許可申請書（様式第十号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、制限区域内での車両の運行を許可したときは、ふくしまスカイパーク制限区域内車両運行許可書（様式第十一号）を交付するものとする。

3 前項の許可書は、当該車両に外から見えるように掲示しておかななければならない。

(行為の申請及び許可)

第九条 条例第十三条第二号の規定により爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬の許可を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク爆発物等携帯（運搬）許可申請書（様式第十二号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬を許可したときは、ふくしまスカイパーク爆発物等携帯（運搬）許可書（様式第十三号）を交付するものとする。

第十条 条例第十三条第三号の規定により裸火の使用の許可を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク裸火使用許可申請書（様式第十四号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、裸火の使用を許可したときは、ふくしまスカイパーク裸火使用許可書（様式第十五号）を交付するものとする。

（工作物の設置等の申請及び許可）

第十一条 条例第十四条第一項の規定により、工作物の設置若しくは土地、建物等の使用の許可又はその許可の内容の変更の許可を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク工作物設置等（変更）許可申請書（様式第十六号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、工作物の設置若しくは土地、建物等の使用の許可又はその許可の内容の変更の許可をしたときは、ふくしまスカイパーク工作物設置等（変更）許可書（様式第十七号）を交付するものとする。

（使用料）

第十二条 条例別表に定める使用料は、あらかじめ市長が承認した場合を除き、次に掲げる時までに徴収する。

一 着陸料 離陸時

二 停留料 離陸時

三 施設使用料 施設の使用の開始時

四 土地使用料 条例第十四条第二項の規定により付された条件に指定された日

（使用料の減免）

第十三条 条例第十九条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク使用料減免申請書（様式第十八号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。ただし、専用使用者が入場料を徴収する場合は、減免しない。

一 市又は市の機関が主催又は主体となって共催する場合 全額

二 市内の国、独立行政法人又は他の地方公共団体が公用又は公益のために自ら使用する場合
百分の五十に相当する額

三 その他市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額

3 市長が必要と認めるときは、第一項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

（使用料の還付）

第十四条 条例第二十条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、ふくしまスカイパーク使用料還付申請書（様式第十九号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

一 使用者又は条例第十四条第一項の規定による許可を受けた者の責めによらない理由により使用できない場合 全額

二 使用日の七日前までに第四条第一項の規定による使用の取消しについて申請があり、使用の取消しを許可した場合 百分の五十に相当する額

三 使用日の七日前までに第四条第一項の規定による使用の変更について申請があり、使用の変更を許可し、使用料が減額された場合 減額された額

（指定管理者による管理）

第十五条 市長は、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第三条、第四条、第五条（第三項を除く。）、第六条、第七条、第八条（第三項を除く。）、第九条から第十二条まで、第十三条（第二項を除く。）及び第十四条（第二項を除く。）の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十二条、第十三条（第三項を除く。）及び第十四条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第一号から様式第四号まで及び様式第六号から様式第十九号までの規定の適用についてはこれらの規定中「福島市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第十六号から様式第十九号までの規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（委任）

第十六条 この規則に定めるもののほか、離着陸場の管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一四号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第四八号）

この規則は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島市農道離着陸場条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第三条第一項の規定により提出されている申請書は、改正後の福島市農道離着陸場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第一項の規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第三条第二項の規定により交付されている許可書は、改正後の規則第三条第三項の規定により交付された許可書とみなす。

附 則（平成二三年規則第七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号 削除

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第9条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第10条関係）

様式第15号（第10条関係）

様式第16号（第11条関係）

様式第17号（第11条関係）

様式第18号（第13条関係）

様式第19号（第14条関係）